

国内外経済の動向

SSBJ 基準導入への期待と課題

【ポイント】

- サステナビリティ開示基準（SSBJ 基準）は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が先に公表した IFRS サステナビリティ開示基準（ISSB 基準）との国際的な整合を図りつつ、日本企業の実情にも配慮した基準として開発された。
- SSBJ 基準の適用と有価証券報告書での開示は、時価総額 3 兆円以上の企業を対象に 2027 年 3 月期決算から義務化されることを皮切りに、段階的に対象範囲が拡大される。
- SSBJ 基準に基づく開示により、優れたサステナビリティ経営を行っている企業が評価され、企業価値の向上に繋がることが期待される一方、企業側にはサステナビリティの取組みを成長ストーリーにつなげる努力が必要となろう。

企業のサステナビリティ開示については、現状では各企業の判断に任されており、統合報告書やサステナビリティ報告書といった複数の媒体で様々な体裁で開示が行われている。今般、サステナビリティ基準委員会が 2025 年 3 月に公表した SSBJ 基準により、一部の上場企業のみではあるが、サステナビリティ関連財務情報が統一された基準で開示される予定である。本稿では、SSBJ 基準の内容を概観したのち、SSBJ 基準導入により起これ得る変化について述べていく。

1. SSBJ 基準策定の経緯

2023 年 6 月、ISSB により公表された IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」および IFRS S2 号「気候関連開示」（以下、あわせて「ISSB 基準」）により、サステナビリティ関連財務情報の開示に関する国際的な基盤が整備された。この状況を受けて、サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」）では、国際的な比較可能性を大きく損なわせないことに留意しつつ、日本企業の置かれた実情に配慮したサステナビリティ開示基準の開発を進めた。

2024 年 3 月に草案が公表され、7 月まで意見募集が行われさらに検討を重ねた末に、サステナビリティ関連財務開示の作成および報告について定める SSBJ 基準が公表された。

2. SSBJ 基準の概要

SSBJ 基準は、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下、「適用基準」）、サステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号「一般開示基準」（以下、「一般基準」）、サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」（以下、「気候基準」）の 3 つの基準から構成されている。

ISSB 基準の構成との比較でみると、IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスクおよび機会について開示すべき事項である「コア・コンテンツ」を定めた部分と、コア・コンテンツ以外の、サステナビリティ関連財務開示を作成する上で基本となる事項を定めた部分の 2 つで構成されている。これに対して、SSBJ 基準ではこれらの内容を 2 つに分けており、コア・コンテンツを「一般基準」で、コア・コンテンツ以外の基本となる事項を「適用基準」で、それぞれ定めている（図表 1）。

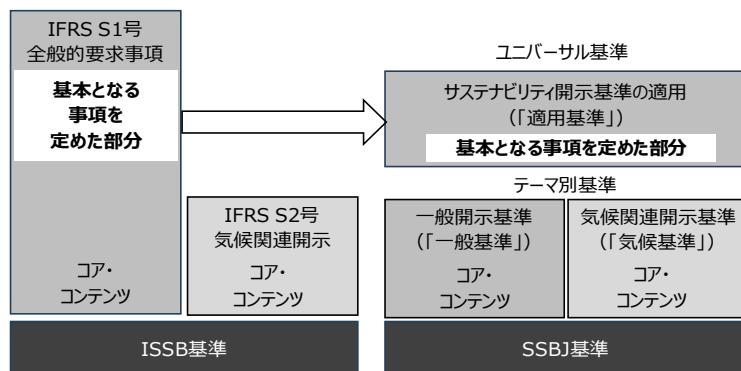
適用基準には、サステナビリティ関連財務情報を作成し、報告する場合における、基本となる事項が示されている（図表2）。企業がSSBJ基準に従ってサステナビリティ関連財務情報を作成、報告するにあたり適用しなければならない基準であり、SSBJ基準に準拠している旨を表明するためには、すべてのSSBJ基準を適用する必要がある。

一般基準は、サステナビリティ関連のリスクおよび機会に関して開示すべき事項である、「コア・コンテンツ」について定めている。コア・コンテンツは、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」

「指標と目標」の4つの項目で構成されていて、これらは、金融安定理事会の「気候関連財務開示に関するタスクフォース（TCFD）」の提言に沿ったものとなっている。気候変動以外の、例えば人権や生物多様性などはテーマ別基準がないため、これらの開示には一般基準が適用されることになる。

気候基準は、気候関連のリスクと機会に関する具体的な開示要求について詳細に定めた基準である（図表3）。一般基準と同様に「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4つの項目で構成されている。4つの項目のうち、戦略では、気候レジリエンス（気候関連の変化・進展または不確実性に対応する企業の能力）の評価においてシナリオ分析を行うことが必要とされている。また、指標と目標について、すべての産業の企業で開示が必要な事項（産業横断的指標等）があるほか、企業が関連する産業別の指標のうち、主要なものを開示する必要がある。なお、資産運用、商業銀行、保険に関する

図表1：SSBJ基準とISSB基準の構成比較



（資料）サステナビリティ基準委員会資料よりフク生命作成

図表2：適用基準の概要

目的	サステナビリティ関連財務開示を作成し、報告する場合における、基本となる事項（IFRS S1号の「コア・コンテンツ」に相当する定め以外の定め）を示すこと
報告企業	関連する財務諸表と同じ報告企業
報告期間	財務諸表と同じ報告期間
報告のタイミング	財務諸表と一緒に報告
情報の記載場所	財務諸表と一緒に開示
表示の単位	数値の表示に用いる単位を開示（グラム(g)、ユール(J)等）
法令との関係	法令により開示が禁止されている場合、開示する必要はない
商業上の機密	サステナビリティ関連の機会に関する情報について、商業上の機密情報として一定の要件をすべて満たす場合に限り、開示しないことができる
リスク及び機会の識別	サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別にあたり、以下が要求される (1)SSBJ基準を適用 (2)SASBスタンダードにおける開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮
開示要求の識別	開示要求を識別するにあたり、以下が要求される (1)リスク又は機会に適用されるSSBJ基準を適用 (2)適用されるSSBJ基準がない場合、SASBスタンダードに含まれている開示トピックに関連した指標を参照し、その適用可能性を考慮
重要性がある情報の開示	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を開示
コネクティビティ	情報が関連する項目間、サステナビリティ開示内、サステナビリティ開示と財務諸表におけるつながりを理解できる情報を提供
公表承認日	サステナビリティ関連財務開示の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示
後発事象	公表承認日までに報告期間の末日現在で存在していた状況について情報を入手した場合、当該状況に関連する開示を更新 公表承認日までに発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、当該情報を開示しないことにより主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合、開示
比較情報	当報告期間に開示されるすべての数値並びに有用な説明的及び記述的情報について、前報告期間に係る比較情報を開示（経過措置あり）

（資料）サステナビリティ基準委員会資料よりフク生命作成

図表3：気候基準の概要

目的	財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行なうにあたり有用な、気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示（IFRS S2号に相当する定め）について定めること
コア・コンテンツ	TCFD提言を踏まえ、気候関連のリスク及び機会に関して、ガバナンス、戦略（シナリオ分析に基づく気候レジリエンスの評価を含む）、リスク管理、並びに指標及び目標に関する開示を提供
産業横断的指標等	以下の産業横断的指標カテゴリーに関連する情報の開示 (1)スコープ1、スコープ2、スコープ3の温室効果ガス排出(2)移行リスク、(3)物理的リスク、(4)機会、(5)資本投下(6)内部炭素価格、(7)報酬
GHG排出	原則としてGHGプロトコルを用いることが要求されるが、法域の当局又は企業が上場する取引所が異なる方法を用いることを要求している場合（例えは温対法）、当該方法を用いることができる
スコープ2	ロケーション基準による温室効果ガス排出量の開示に加え、主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、当該契約証書に関する情報を提供しなければならない ただし、マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量の開示により、契約証書に関する情報の提供に代えることができる
スコープ3	カテゴリー別にスコープ3温室効果ガス排出量を開示 資産運用、商業銀行、保険に関する活動の1つ以上を行なっている場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示
産業別の指標	産業別の指標のうち、主なものを開示 開示する産業別の指標を決定するにあたり、ISSBの「産業別ガイダンス」を適用することは要求されないものの、参照し、その適用可能性を考慮しなければならない
気候関連の目標	気候関連の目標がある場合、当該目標に関する情報を開示（温室効果ガス排出目標を含む）

（資料）サステナビリティ基準委員会資料よりフク生命作成

る活動を1つ以上行っている場合は、ファイナンスド・エミッション（金融機関の投融資に関連して間接的に排出されるGHG）に関する情報の開示が求められる。

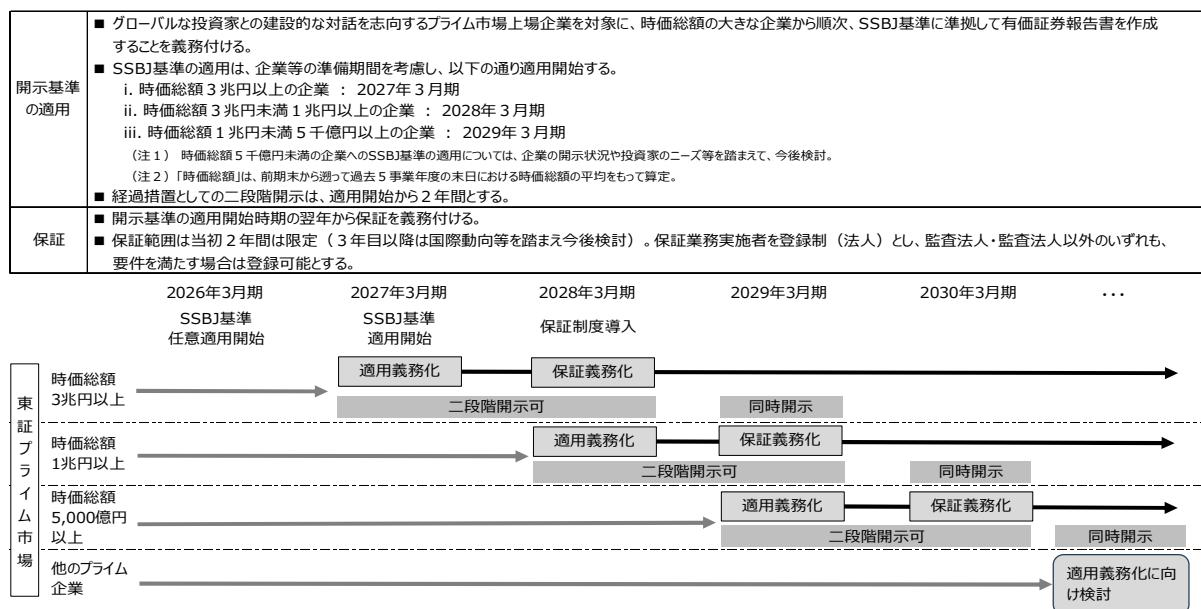
3. サステナビリティ開示の動向とSSBJ基準の適用スケジュール

ISSB基準が公表されて以降、世界的に導入に向けた動きが進んでいる。欧州では、2023年1月に企業サステナビリティ開示指令(CSRD)が発効し、企業規模に応じて段階的に、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)に基づく開示が求められているほか、南米・アジア・オセアニアの各国でISSB基準導入に向けた動きが進んでいる。

日本では、2023年1月の企業内容等の開示に関する内閣府令の改正により、有価証券報告書に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目が新設されるとともに、「従業員の状況」の項目の記載事項として、女性管理職比率、男性育児休業取得率、男女間賃金差異の記載が追加され、同年3月期から適用されている。サステナビリティ開示に一定の進展があったといえる一方、開示内容は、基本的には各企業がそれぞれの重要性に応じて判断することとされており、比較可能性の観点から課題があるほか、企業によって開示の分量や内容の深度等に幅があることが課題となっている。

これらの状況を受け、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」で議論を進めた結果、2025年7月に中間論点整理が公表された。その中で、SSBJ基準は、国際的な比較可能性を確保し、投資者に有用な情報を提供するための開示基準として妥当なものであり、SSBJ基準を金融商品取引法令に取り込み、有価証券報告書においてSSBJ基準に準拠したサステナビリティ情報の開示を義務付けることが適当であるとされた。さらに、サステナビリティ情報の信頼性を確保するためには、第三者による保証が付与されていることが有益であるとされた。また、サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップが示され、東証プライム上場企業のうち時価総額3兆円以上の企業に対して2027年3月期に適用が義務化されるのを皮切りに、段階的に適用範囲が拡大されていく(図表4)。

図表4：サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップ



(資料) 金融庁よりフク生命作成

4. SSBJ基準導入への期待と課題

SSBJ基準導入のメリットのひとつは、サステナビリティ情報の開示内容が企業間の横比較が可能な形で充実が図られることだろう。これまでの開示では、有価証券報告書に一部の情報が掲載されている一方で、サステナビリティ報告書や統合報告書など様々な名称

と目的を持つメディアに掲載され、そのフォームも記載のレベル感も統一されていない状態だった。今回、有価証券報告書に共通の基準で記載されることで、情報を利用する機関投資家にとって収集する負担が軽くなり評価がより容易になるだろう。優れたサステナビリティ経営を行っている企業にとっては、それを企業価値向上につなげるチャンスであるといえる。

また、国際基準との比較可能性に最大限配慮した基準に沿って開示されることから、海外の機関投資家が日本企業のサステナビリティに関する取組みを評価する際にメリットとなるだろう。日本企業にとって、先進的な取組みを行っている海外企業と同じ土俵で比較されることは楽ではないだろうが、自らの取組みを見直し向上させていく場合にも、役立つものと考えられる。

ただし、サステナビリティに関する開示を充実させることができがイコール企業価値の向上に直結するわけではない。企業が行っているサステナビリティに関する取組みが、企業の成長と収益の拡大につながるものであることが重要であり、それぞれの企業が説得力のある成長ストーリーを描けるかどうかがカギとなってくる。その意味では、サステナビリティに関する取組みが中期経営計画等で示される経営戦略と連動していることが望ましく、有価証券報告書でもそのような開示が求められよう。経営戦略と連動せず、成長ストーリーにつながらない状態でSSBJ基準を適用した開示を行っても、単に企業の作業負荷が増すだけに終わる可能性があるだけに、各企業が自社のサステナビリティに関する取組みを見直すきっかけともすべきだろう。

企業価値の向上に繋がるようなサステナビリティの取組みを考えた場合、それを支える人材の確保も必要となろう。現在のところ、有価証券報告書での開示は気候変動関連と人的資本に関連する「従業員の状況」を中心だが、SSBJ基準の適用が開始される頃には生物多様性や人権に関する取組みもより重視されるようになるだろう。サステナビリティの取組みの範囲が拡大し、その開示もより充実させていく必要がある中、それらを支える人材は質・量ともに拡大することが予想される。自社内で育成するか経験者採用で外部に人材を求めるか、道筋は複数あろうが、日本全体でサステナビリティに関わる人材の層を厚くするために、サステナビリティに関する資格制度の拡充なども課題となる。

5. おわりに

サステナビリティ情報は、開示対象とすべき重要性があるかについて企業の判断が必要で開示範囲が各社まちまちになり得るほか、定性情報、見積もり情報、将来情報といった情報が多く含まれ、財務情報に比べると相対的に不確実性が高い特徴がある。有価証券報告書には、重要な事項について虚偽の記載があった場合や開示すべき重要な事項の記載が欠けている等の場合に、損害賠償責任の特則、課徴金納付命令、罰則といった規定の適用があるが、これをサステナビリティ情報にそのまま適用してしまうと、企業が積極的な開示をためらい、横並びの定型的な開示となりかねない。金融審議会「ディスクロージャーウォーキング・グループ」において、一定の条件を満たした場合に民事責任を免責するセーフハーバー・ルールがすでに検討されているが、その中の適切な対応が望まれる。

また、並行して有価証券報告書の総会前開示の流れが進んできている。有価証券報告書には、役員報酬や政策保有株式等のガバナンス情報等、投資家がその意思を決定するに当たって有用な情報が豊富に含まれており、株主が議決権行使する前にその内容を確認できることは意義深いものの、SSBJ基準が適用されると有価証券報告書の作成負荷がさらに増すことから、総会前開示のハードルは上がりかねない。総会開催日の後倒しなど、総会前開示を実現するための方策が検討されているが、SSBJ基準適用による影響を踏まえた対応が行われることを期待したい。

(財務企画部 安田 善一)